

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19330006

研究課題名（和文）裁判過程から見るギリシア・ローマ法の実践的再構成

研究課題名（英文）Greek and Roman Law in Action – Towards Staging the Ancient Law and Justice

研究代表者

葛西 康德 (KASAI YASUNORI)

大妻女子大学・文学部・教授

研究者番号：80114437

研究成果の概要（和文）：イサイオスの法廷弁論 11 番及びデモステネスの法廷弁論 43 番、キケローの法廷弁論「カエキーナ弁護論」を素材として法廷演劇を行うことを構想し、その問題点を検討した。裁判過程全体の再構成を通して、「法」が証人や証拠と同様に位置づけられるという「事実としての」「物としての」法という仮説を提出した。裁判から古代法を見直すことが法の理解を根本から問うことになるという新しい方法論の可能性を示した。

研究成果の概要（英文）：The aim of our project is to stage the forensic speeches of Demosthenes 43 and Isaeus 11 as well as Cicero's "pro Caecina" as theatre plays. In order to prepare their scenarios it is necessary to reexamine the nature of law both in Greece and in Rome from a rhetorical point of view. Indeed, a radical question is to be asked whether or not the law in judicial procedure can be seen as a means of persuasion rather than the normative criteria of judgment.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2008 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2009 年度	2,900,000	870,000	3,770,000
年度			
年度			
総計	9,000,000	2,700,000	11,700,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法廷弁論・古代ギリシア法・ローマ法・法廷演劇・キケロー・デモステネス・イサイオス・特示命令

1. 研究開始当初の背景

従来の西洋古代法研究は、基本的にはローマ法研究として中世末期以来ヨーロッパ大陸での法学研究の中心的地位を占めてきた。しかし、19世紀以降、民法典を中心とする法典編纂の結果、法学研究の中心は実定

法解釈学に移り、ローマ法研究は歴史研究に傾斜し、かろうじて必修の「法学入門」科目としての地位は保っているものの、急速に「実践的」性格を失っていった。最近、EU統合の法的共通基盤としてローマ法に注目

する動きがあるが、多分に理念的な性格を帯びており、具体的な実務への影響は及ぼしていない。

一方、ギリシア法は、法哲学・法思想の分野を除いて、近代以降の法学研究では無視されてきたといつてよい。ローマ法研究の一分枝（いわゆるヴェンガーの「古代法論」）として関心と呼んだ時期もあり、また現在でも主として歴史的な関心から個別的、専門的研究は継続してはいるが、総じて古代ギリシア人は法や法学を発展させなかったというのが、一般の理解である。現在では、古代ギリシアとローマを「法的」視点から相互に関連づけて総合的に把握しようとする試みはほとんど見られない。

研究代表者はこれまで、「法学と弁論術（レトリック）の関係」という視点から、ギリシア法とローマ法を総合的に分析する共同研究を実施してきた（「基盤研究（B1）平成14-16年」研究成果報告書「古代ギリシア・ローマにおける法学と弁論術に関する法制史的综合研究」、研究代表者葛西康徳、2005年3月、総頁321頁）。この共同研究は、歴史家と法学者の共同研究である点、アルカイック期ギリシアから帝政後期ローマまでをカバーしている点において、内外で初めての研究である。しかし、ローマはともかく、古代ギリシアにおける「法学」のありかたを具体的に提示する困難さを痛感し、ギリシア・ローマの総合的比較研究のためには視座を他に探すべきであるという共通認識を持つに至った。

かかる状況において、最近注目すべき一つの研究傾向が現れた。それは主としてアングロ＝サクソン系（特にアメリカ合衆国）の研究者が、古代ギリシア（とりわけアテナイ）の「裁判」ないし「訴訟」に注目してギリシア法の特徴を明らかにし、ギリシア法研究の理論的かつ実践的重要性をアピールしていることである（彼らの研究成果を概観した著作 *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law* に対する葛西の書評（主な発表論文欄参照）。彼らは実体法・手続法ともに不確定な古典期アテナイ法を「原始的」な法として従来のように否定的に評価するのではなく、このようないわば「開かれた」法システムは「民主的な裁判制度」と密接に関連しており、その訴訟のダイナミズムと洗練されたレトリック（スピーチ）を他に例のない特徴として積極的に評価する。

徹底的に「裁判」に着目したギリシア法像が、彼ら自身の法・裁判制度であるコモン・ローのシステムを投影したものであるこ

とは明白であり、その妥当性を資料上厳密に検証する必要がある。実際、大陸法系の研究者はかなり違ったイメージを提示している。例えば、フランスの碩学、ルイ・ジェルネは、裁判と並んで、「仲裁」ないし「調停」制度の重要性を強調する。また、彼らの方法がアテナイ以外の法システム、とりわけローマの法・裁判制度にどれだけ妥当するののかという問題も残されている。

しかし、この研究動向から、ギリシア・ローマ法を総合的に比較するための視座として「裁判」の重要性を改めて痛感した研究代表者は、近年ヨーロッパ大陸の指導的法制史学者との意見交換を通じて、「裁判過程」全体に着目し、可能な限り現存資料（非文献資料を含む）を網羅して分析し、再構成する作業の正当性と重要性を再確認した。さらに、オーストリア、東欧（旧ユーゴ、セルビア）の大学によって開始された古代の裁判を実際に学生に演じさせる（パフォーマンス）試みは、研究代表者の問題意識をさらに飛躍的に発展させた。これは、決して教育目的にとどまるものではない。何故なら、例えば法廷の再現には厳密な考古学的考証が不可欠であるし、一方当事者の主張しか記されていない法廷弁論資料から、相手方のスピーチを「作文」するには、細心の資料批判が必要である。裁判上演を最終目標として掲げる本研究は、古代ギリシア・ローマ法研究の実践的意義を厳密な学問的作業の上に提示するものなのである。

2. 研究の目的

本研究は、古代ギリシア・ローマ世界における種々な「裁判過程」を現存資料に基づいて法制史的観点から総合的に分析し、さらに著名な事件を実際のパフォーマンスによって再現することを通じて、ギリシア・ローマ法を「実践的」に再構成することを目指す。

まず、古代ギリシア、ローマの文献・資料から、裁判例を選択し、当該事件について裁判自体の分析に留まらず、それに前後する種々の紛争解決プロセスや、当該事件に関する重要な法的論争点に関する法学者の議論（特に、古代ローマ法学者）を綿密に分析する。さらに、かかる議論の背景にある弁論術の訓練や知的背景も考察対象に含める。

これをふまえ、ギリシア・ローマから各一件（合計二件）の事件を取り上げ、上演のためのシナリオ作成を行い、裁判過程再構成の際に生ずる問題点が何であるかを明らかにする。

3. 研究の方法

第一に、古代ギリシア・ローマ世界における、「裁判」および「裁判類似の制度」、さらに「裁判外紛争処理 (ADR)」等と看做しうる諸事例を取り上げ、ローマ法・ギリシア法の訴訟体系書 (Wenger, Kaser, Lipsius) を参照しながら、「裁判」、「ADR」といった近代法の概念が古代世界にどこまで通用するか方法論的検討を行なう。従来論じられたような法的裁判か、政治裁判かの区別等はあまり厳密に行っても無意味であると思われ、方法的な批判の上に立って別の指標を用いる。さらに、従来の「裁判」史料に加えて、悲劇・喜劇作品などフィクション作品も含めて分析を行う。

第二に、法廷演劇上演にむけて重要事件を選別する作業を行う。ギリシアについては、法廷弁論のうち弁論自体の複雑さと面白さ、そこで言及される法が重要であり、かつまたギリシア人の価値観に密接に関わるものをいくつかピックアップする。ローマについては事件自体のおもしろさに加えて、やはり法的議論の重要性を重視して選定する。ギリシアに比べ、こちらは世界でも全く初めての試み (古典期や帝政後期については) であるので、海外の研究協力者の助言を仰ぎながら、いくつかの時代と場面ごとに候補作品を絞り込む。

法廷上演を既に試みている例 (例えば、ゲアハルト・チュール Gerhard Thür 教授 (Wien-Graz) シーマ・アヴラモヴィッチ Sima Avramovic 教授 (Belgrad)) の上演の分析を行い、法廷演劇上演のための最終的な事件選択、シナリオ作成、弁論・演技訓練、舞台 (装置) の作成、考証、等を具体的に検討する。

4. 研究成果

これまでの共同研究で明らかになった点を確認列挙する。

(1) ギリシア・ローマにおいて法は確かに裁判過程において生成するが、その態様は、制定法の適用ないし判例として捉えることはできない。本研究ではこれを弁論術の観点から「法の解凍」(ギリシア法)として、或いは「儀礼論」(ローマ法)から説明したが、これら両概念は裁判における上演 (パフォーマンス) を通じて検証してこそ、初めて理解される概念なのである。

(2) 裁判過程に対する基本的イメージが、英米系とヨーロッパ大陸系では異なる。即ち、前者は、弁論 (スピーチ) や証人 (証言) が

有する即興性・口頭性を重視するのに対して、後者は形式性・書面性を強調し、裁判は基本的に (法務官等公職者の面前での) 裁判準備手続きの反復に過ぎないと考えている。このようなイメージの決定的相違を、研究代表者は 2009 年 8 月の「国際ギリシア法学会 (Symposion)」(於グラーツ) における討論の中で発見し、指摘した。

(3) よりミクロに見てゆくと、裁判過程および現存資料をどのように見るかについては、各観察者の出身国の裁判制度のあり方に大きく影響をうけている。このことが、本研究の共同研究者に西洋古代法の専門家以外のメンバーを含んでいることの根本理由である。

(4) 海外での上演記録 (DVD 等) を詳細に検討した結果、そこでの上演は専ら「弁論」ないし「法的論証」部分に限定され、裁判過程全体を「舞台」上演してはいることが判明した。しかし、作品全体を再構成してみないと分からない法律上、裁判上の問題も多いことが明らかになった。

(5) 以下の上演候補作品を選定した。

「ハグニアス裁判」

本件は一般的にはあまり知られていないが、ギリシア相続法を代表する事件である。イサイオス第 11 弁論「ハグニアス」及びデモステネス第 43 弁論「マカルタトス」により、同一事件につき原告・被告双方の史料が残っている極めて稀な例である。さらに、相続法解釈の極めて高い技術性が内包されており、この点に関して、「法的論証」部分を舞台本筋から取り出して、「模擬弁論」を行うことが可能である。

「カエキーナ裁判」

ローマ法からの裁判選定については非常に難航したが、研究分担者吉原の貢献によりキケローの「カエキーナ弁論 (pro Caecina)」に決定した。本件は非常に複雑な事実関係と「特時命令 (interdictum)」及び「占有」というローマ法上のキーワードをめぐる法的議論の展開の余地が非常に大きく、法律家の知的好奇心を煽ってやまないものである。

(6) 本科学研究費の当初計画には実験的上演も含まれていたが、予算の制約から今回は断念し、その準備としてシナリオ作成に着手した。シナリオ作成上の主な問題点として、「カエキーナ事件」については、当該土地の占有をめぐる状態を両当事者がどのように対立的にスピーチで描写するか (証人の宣誓や証言も含む) という「事実問題」、それと

密接に絡んで「特示命令」法文の再構成という「法律問題」に取り組んだ。一方、「ハグニアス相続事件」でも、「カエキーナ事件」を考慮して、相続財産の占有（利用）問題および相続順位法文等の再構成に焦点を絞ってシナリオ作成を試みることにした。特に、残存する法廷弁論作品は当事者にとって有利に「粉飾された事実（即ちウソ）」を記述しているという仮説を極限まで詰めてシナリオを構成するものである。これらのシナリオと問題点については平成 22 年 5 月開催の法制史学会（於東北大学）で報告する。

（7）以上の裁判再構成の作業を通して、証人や証拠と同様に位置づけられる「法」という仮説を提出する。アリストテレス弁論術の示唆も踏まえ、現実の裁判の中で機能する「事実としての法」「物としての法」という観点から古代法の観念を検討しなおす必要がある。

（8）古代ギリシア・ローマ法の専門家以外の研究メンバーは、各人の専門分野で同種の問題点に注目し、例えば、日本中世法制史では、「訴状」と「陳状」の再構成、フランス近世法制史では、一種のローレポートである「アレティスト（arrétist）資料」による裁判の再構成に着手した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

[雑誌論文] (計 79 件)

1. Yasunori Kasai, On Aristotle's *epieikeia*, Gerhard Thuer, ed., Symposium 2009, 査読有、2010 年、185-195
2. 栗原麻子・桑山由文・井上文則・小林 功 「特輯 ギリシア・ローマ世界における都市と帝国の儀礼」『古代文化』62-1, 63-3, 2010 年掲載予定。査読有
3. 葛西康徳 「法の透明化プロジェクトへの比較法・法制史からのお返し」ジュリスト（有斐閣）、査読無、1394、2010 年、29-36
4. 葛西康徳 「宗教的情操を考えるいくつかの視点」宗教研究（日本宗教学会）、査読有、82 巻 4 輯（359 号）2009 年 109-110 頁
5. Yasunori Kasai, General Comments, Symposium: Is Japanese Law a Strange Law?, *Zeit-schrift für Japanisches Recht (Journal of Japanese Law)*、査読有、28、2009、230-235
6. 葛西康徳 池津哲範「古典期ギリシアの聖域逃避を成立させる観念と“hiketeia（嘆願）”」法制史研究（法制史学会、創文社）、査読有、58 号、2009 年、333-336 頁
7. ゲーアハルト・チュール著、葛西康徳 訳「法廷に立たされたソクラテス—プラトン『ソクラテスの弁明』は法廷弁論か？」コミュニケーション文化論集、査読無、7 号、2009 年、133-140 頁
8. 吉原達也（書評）「ウーリヒ・マンテ著田中実/瀧澤栄治訳『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房 2008）」法制史研究 59(2009)。査読有
9. 吉原達也 編「千賀鶴太郎博士述『羅馬法講義』」(1)- (3) 広島法学 32 巻 3 号 117-156 頁、32 巻 4 号 1-19 頁、33 巻 1 号 97-118 頁(2009 年) 査読なし
10. 西村安博 「鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き—その理解の現状と今後の課題—」同志社法學 60 巻 7 号 2009 年、965-1048 頁、査読無
11. 西村安博（書評）岩元修一著『初期室町幕府訴訟制度の研究』法制史研究 58 号 2009 年 203-216 頁、査読有
12. 小川浩三（翻訳）ラインハルト・ツィーマン「ローマ法とヨーロッパ文化(上)(下)」『法律時報』10 月号 88-97 頁、11 月号 70-79 頁(2009 年) 査読なし
13. 芹澤 悟（共著）「テオドシウス法典（Codex Theodosianus）(19)」法政史学 72 号 2009 年、77-97 頁、査読無
14. 吉村朋代 書評 森光「古典期ローマ法における無償住居提供の法的性質決定」、同「無償住居提供のコンセンサスの法的拘束力」法制史研究、58 号（2008 年）412-415、2009 年
15. 朝治啓三 学会動向「2008 年の歴史学界中世イギリス」『史学雑誌』118 巻 5 号、322-326 頁、2009 年、査読無
16. 朝治啓三 翻訳「ポール・ブランド『イングランドにおける法曹の起源』（苑田 亜矢と共訳）『北海学園大学法学研究』44-3・4、531-550 頁、2009 年、査読無
17. 林智良 「ローマ元首政の始まりと法学者」佐々木有司編著『法の担い手たち』（国際書院）2009 年 15-36 頁査読有
18. 栗原麻子 「回顧と展望 古代ギリシア」史学雑誌 118-5、2009 年、304-308 頁、査読有
19. 平野 敏彦 「判決文の表現 —レトリック理論を活用して—」表現研究（表現学会）90 号、2009 年、21-29 頁、査読有
20. 葛西康徳 「古代ギリシアにおける法の解凍について」林信夫・新田一郎編『法が

- うまれるとき』創文社 2008 年 11-36 頁
査読無
21. 葛西康徳 「コミュニケーション文化としてのレトリック」コミュニケーション文化論集 (大妻女子大学文学部コミュニケーション文化学科) 査読無、6号 2008年 107-129 頁
 22. 吉原達也 (書評) 「伊藤雅之・古代ローマの対外クリエンテラ・パトロキニウムから見る共和政末期から元首政初期の対外政策—」法制史研究 58(2008)404-408 頁、査読有
 23. 吉原達也 「バハオーフェンにおける神話・伝説・歴史—『タナキルの伝承』をめぐって—」広島法学第 31 卷 4 号 167-190 頁、32 卷 2 号 1-21 頁(2008 年)。査読無
 24. Tomoyoshi Hayashi, "Roman Law Studies and the Civil Code in Modern Japan: System Ownerships, and Co-ownership" (OSAKA UNIVERSITY LAW REVIEW) 査読無 55 卷 pp. 15-26 2008 年
 25. 林智良 『学説彙纂』第 17 卷第 1 章(委任訴権あるいは委任反対訴権)についての覚え書き」林智良(奈良法学会雑誌 20 卷 3 号) 査読無 49-61 頁 2008 年
 26. 小川浩三 「Mancipatioと legis actio sacramento in rem」新田一郎・林信夫 (編) 『法が生まれるとき』(創文社・2008 年 10 月 15 日) 37-59 頁査読無
 27. 小川浩三 「現代法とローマ法—加工法および瑕疵担保法を素材として」早稲田大学比較法研究所編『比較と歴史のなかの日本法学—比較法学への日本からの発信(比較法研究所叢書 34)』54-76 頁、査読無
 28. 小川浩三 「儀礼が法を作る—法学のカタ—」鈴木佳秀、葛西康徳 編『未来を拓く人文・社会科学 9 これからの教養養育—「カタ」の効用—』東信堂、2008 年、78-108 ページ、査読無
 29. 吉村朋代 書評 林信夫 「『テオドシウス法典Codex Theodosianus』第三卷第一六章第二法文について—嫁資の昨日と離婚原因の存否」、同「ローマ社会における嫁資制度の編纂過程—勅法をてがかりに」『勅法語彙編纂』にみる贈与の機能変化」法制史研究、57 号 (2007 年) 403-407, 2008 年
 30. フランソワ・アルト著／松本英実訳 「古代・国民・時間」『教養教育の再構築 第三回シンポジウム報告集』査読無、2008 年、pp. 10 - 25
 31. 葛西康徳 「パブリックを拵える—古代ギリシアの場合—」新潟大学『法政理論』39 卷 4 号 2007 年 209-224 頁、査読無
 32. 葛西康徳・松本英実 「来た、見た、勝った—三法科大学院ヨーロッパ研修旅行—」(正・続) 『法学教室』321 号 4-5 頁、322 号 6-7 頁、2007 年査読無
 33. 葛西康徳 (書評) 山内暁子 「古代ギリシアにおける誓い」創文社『法制史研究』56 卷 333-336 頁 2007 年、査読有
 34. 葛西康徳 (書評) 「D. Cohen and M. Gagarin, *The Cambridge Companion to Ancient Greek Law*, CUP 2005」『西洋古典学研究』第 55 号 2007 年 159-163 頁、査読有
 35. 吉原達也 (書評) 「芹澤悟 「Alf. D. 19, 2, 31 における『所有権移転』と事例提示について」『亜細亜法学』40(2005)、「用益権に関するユリアヌスの法的判断」同 41(2007)」法制史研究 57(2007) 396-398 頁、査読無
 36. 小川浩三 書評アラン・ワトソン (瀧澤栄治・樺島正法訳) 『ローマ法と比較法』『比較法研究』68 号 193-198 頁査読有
 37. 平野敏彦 「弁論術としてのレトリック—法学からのアプローチ—」菅野盾樹編 『レトリックを学ぶ人のために』世界思想社、2007 年、4 - 24 頁、査読無
- [学会発表] (計 20 件)
1. Tomoyoshi Hayashi, *Jurisprudentes Praetorii in D. 1, 2, 2, 39-47 - Losers or Retreaters?* SIHDA 63rd Kavala, Greece 2009 年 9 月 24 日
 2. 葛西康徳 「古代ギリシアにおける『神聖(hieros)』概念について」日本宗教学会(京都大学) 2009 年 9 月 12 日
 3. Yasunori Kasai, "On Aristotle's *epieikeia*", Symposium 2009(国際ギリシア法学会)、2009 年 8 月 27 日、Graz, Austria
 4. Yasunori Kasai and Emi Matsumoto, "Why the History of Japanese Law has not been finished", 19th British Legal History Conference、2009 年 7 月 8 日、University of Exeter
 5. 栗原麻子 「『記憶せざること ou mnesikakein』をめぐって—三十人政権後アテナイにおける和解儀礼—」西洋古代史研究会第 8 回例会 2009 年 4 月 5 日
 6. 桑山由文 「2 世紀アテネの変容とパンヘレニオン」西洋古代史研究会第 8 回例会、2009 年 4 月 5 日
 7. KURIHARA, Asako, *graphai idiai* : a

sense of community in Athenian Public Prosecution, The Second Euro-Japanese Colloquium of the Ancient Mediterranean World “SOCIAL NORMS and PUBLIC SPHERE” 2009年3月28日、東京大学

8. 葛西康徳「リュシ阿斯とギリシア法」基盤研究A「プラトンと政治哲学」(代表加藤信朗) 2008年6月28日
9. Yasunori Kasai, “A Comparative Aspect of the Methodology of the Ancient Roman Jurists: Friz Schulz on Methodologie der roemischen Rechtswissenschaft”, 18th British Legal History Conference, 2007年7月4日、オクスフォード

[図書] (計6件)

1. 村上一博・西村安博編著『史料で読む日本法史』法律文化社、全301頁、2009年
2. 井上文則・桑山由文(翻訳)アエリウス・スパルティアヌス他『ローマ皇帝群像3』京都大学学術出版会、全355頁、2009年
3. Keizo Asaji, *The Angevin Empire and the Community of the Realm in England*, Kansai University Press, 304pp, 2009
4. 葛西康徳・鈴木佳秀編著『これからの教養教育』、東信堂、全220頁、2008年
5. 朝治啓三編『西洋の歴史基本用語集 古代・中世編』ミネルヴァ書房、全294頁、2008年
6. 南川高志編著『知と学びのヨーロッパ史 人文学・人文主義の歴史的展開』ミネルヴァ書房、全344頁、2007年

[その他]

ホームページ等

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalha/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

葛西 康徳 (KASAI YASUNORI)
大妻女子大学・文学部・教授
研究者番号：80114437

(2) 研究分担者

吉原 達也 (YOSHIHARA TATSUYA)
広島大学・社会科学部・教授
研究者番号：80127737
西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：90274414
松本 英実 (MATSUMOTO EMI)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：50303102

(3) 連携研究者

朝治 啓三 (ASAJI KEIZO)
関西大学・文学部・教授
研究者番号：70151024
H19-20 研究分担者 H21-連携研究者
吉村 朋代 (YOSHIMURA TOMOYO)
広島国際大学・医療福祉学部・准教授
研究者番号：70284148
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
小川 浩三 (OGAWA KOZO)
桐蔭横浜大学・法学部・教授
研究者番号：10142671
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
芹沢 悟 (SERIZAWA SATORU)
亜細亜大学・法学部・教授
研究者番号：10163122
林 智良 (HAYASHI TOMOYOSHI)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：90258195
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
平野 敏彦 (HIRANO TOSHIHIKO)
広島大学・法務研究科・教授
研究者番号：60144804
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
南川 高志 (MINAMIKAWA TAKASHI)
京都大学・文学研究科・教授
研究者番号：40174099
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
北村 麻子 (KITAMURA ASAKO)
大阪大学・文学研究科・准教授
研究者番号：00289125
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者
桑山 由文 (KUWAYAMA YOSHIFUMI)
京都女子大学・文学部・准教授
研究者番号：60343266
H19-20 研究分担者 H20-連携研究者

(4) 研究協力者

ゲアハルト・チュール (GERHARD THUER)
Wien アカデミー、Graz
エヴァ・ヤカブ (EVA JACAB) Seged・教授
シーマ・アヴラモヴィッチ (SIMA AVRAMOVIC) Belgrad
アデレ・スカフーロ (ADELE SCAFURO)
Brown
ヴォルフガング・エルンスト (WOLFGANG ERNST) Zürich
トーマス・リュフナー (THOMAS RUEFNER)
Trier